

松江市告示第 125 号

松江市小規模修繕工事等希望者登録要領（平成 18 年松江市告示第 365 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(適用範囲) 第 2 条 小規模修繕工事等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である工事等のうち、1 件の予定価格が <u>200</u> 万円未満のものとする。	(適用範囲) 第 2 条 小規模修繕工事等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である工事等のうち、1 件の予定価格が <u>130</u> 万円未満のものとする。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。